平成２６年（フ）第１００号
神戸市垂水区南多聞台２丁目２番３―203号
債務者　横山　雅美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
奈良市青山３丁目１番地　６―303号
債務者　小山みゆき（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
福岡県久留米市長門石２丁目８番46―202号
債務者　下田恵理奈
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５７号
東京都昭島市玉川町３丁目１番３号
債務者　川上　明馬
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２３号
横浜市南区庚台76番地22　広洋フォルム庚台302号室
債務者　中野ひろみ
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
静岡市清水区八木間町147番地、旧住所静岡市清水区八木間町148番地　米澤１Ｆ９号
債務者　森永タズ子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
栃木県那須郡那珂川町大山田下郷1580番地
債務者　橋本　師男
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２２９号
愛知県豊橋市柱四番町55番地１　607
債務者　池田　浩三
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５４５号
大阪府八尾市西高安町４丁目57番地の１
トールエクスプレスジャパン社員寮
債務者　前田　正直
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２号
石川県能美市上開発町ハ64番地　藤ハイツ103号、従前の住所石川県能美市出口町イ83番地５
債務者　今野　忠男
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第６５４号
岡山市南区浦安本町94番地14　県住１―303
債務者　同前　英世
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
熊本県球磨郡あさぎり町上北1245番地79
債務者　西　　史朗
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第４０号
静岡市駿河区登呂２丁目10番13号ハイツ富士402号
債務者　漆畑　友賀
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１号
静岡市駿河区登呂２丁目10番13号ハイツ富士402号
債務者　漆畑　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７号
沖縄県中頭郡読谷村字波平1775番地１　有限会社スタンドフィールド方
債務者　知花　英康
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１１号
沖縄県うるま市字宮里250番地　崎原アパートＡ―５
債務者　多和田まゆみ（旧姓浜比嘉）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部